

## 学校生活の心得

### (1). 服装等について

#### ①服装

- ・指定された服を着用し、端正・清潔を心がけること

冬季(4月1日～5月31日・10月1日～3月31日)

男子 ブレザー・カッターシャツ・ネクタイ・冬季スラックス

女子 ブレザー・カッターシャツ・リボン・冬季スカート(スラックス)

男女ともに校章を着用する

夏季(6月1日～9月30日)

男子 カッターシャツ・夏季スラックス

女子 カッターシャツ・夏季スカート(スラックス)

- ・ソックス 白・紺・黒・グレーの華美でないもの(ライン・マークは1ポイントまで)
- ・ストッキング・タイツ 紺・黒の無地
- ・スラックスのベルト 黒・茶の単色で華美でないものとする。
- ・スカートの丈 丈は、膝の中央を基準とする。
- ・通学靴 黒の革靴(合成皮革も可)とする。
- ・通学カバン 指定されたカバンを使用する。
- ・以下は制服ではないが、季節・気候に応じて期間を定め着用を許可する。ベスト・セーター・カーディガンは、紺色または黒色で無地のVネックとする。

防寒着・防寒具：ブレザーの上から着ても良い上着、またマフラー、手袋等華美でないもの

なお、体調・身体上の特別な理由等により、上記の指定服装以外の服装で通学・受講を希望する場合は、HR担任に申し出て、所定の手続きで異装届を提出すること。

#### ②頭髪等

- ・頭髪は清潔を心掛け、脱色・染髪等の変色や変形はしない。
- ・化粧・マニキュア・ピアス・つけ爪・アクセサリ等の学習活動に不要と判断されるものは禁止する。

### (2). 通学について

#### ① 公共交通機関を使用する通学

- ・一般利用者や地域住民のことをよく考慮し、危険な乗降・迷惑な行為をせず、良識ある行動を心掛ける。
- ・定期券の不正使用・利用料金の不払い等の違法行為は厳禁する。(特別指導の対象)

#### ② 自転車での通学

- ・自転車の利用については、許可制とする。

許可の条件

(ア)通学距離が2km以上であること。(自転車置き場のスペースの関係で2km以内の生徒は原則許可しない。)

(イ)「自転車損害賠償保険」に加入していること。

- ・自転車通学を希望する生徒は、生徒指導部に自転車通学許可願を提出し、鑑札の交付を受け、指定された場所に駐輪する。
- ・自転車のスタンドは両足スタンドを装着すること。

### (3). 部活動について

- ・授業活動（補習・探究・課題研究を含む）や学校行事は課外活動・部活動に優先する。
- ・活動期間 原則として授業活動のある日で、担当職員の指導・助言が受けられる日とする。  
担当職員とは担任・部(同好会)顧問を指す。
- ・活動時間 原則として放課後とする。  
本校の通常の下校時間は次の通りである。  
夏期(後期期末考査最終日翌日～10月考査8日前) 18:00  
冬期(10月考査7日前～後期期末考査最終日) 17:30  
早朝活動 8:20まで  
(必要書類を届出・顧問の指導のもと実施)
- ・活動禁止期間  
定期考査の1週間前～定期考査終了時  
大会・コンクール前等の理由で活動を希望する場合は、許可を得て活動してよいが、考査1週間前は通常の下校時間は遵守する。  
定期考査中の活動許可はすべての考査が終了してから15:00までとする。
- ・部室使用 部室の使用については、本校の部室使用上の規則に沿って使用する。

#### 【参考】本校の部活動方針について

本校では、県の方針(教育委員会のHPに掲載「いきいき運動部活動(4訂版)」)を踏まえた部活動の運営を推進する。特に、適切な休養日等を設けることについて、次の方針で取り組み、これは全ての部活動(運動部及び文化部)に共通する内容とする。

#### 【休養日(ノー部活デー)設定の方針】

学期中は週当たり2日以上(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上)を設定する。また、長期休業中も学期中に準じる。

ただし、公式戦やその直前の練習試合等のやむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合は、活動日として設定することができる。その際の休養日(代替)については、できるだけ近い時期に、平日は平日、休業日は休業日に設定することを基本とする。

#### 三田祥雲館高等学校部室使用上の規則

- ・部室は生徒指導部が使用を認めた部のみが使用を許可される。
- ・部室は活動に伴う必要なこと(更衣・用具保管等)以外の使用はしない。(貴重品・教科書等の私物は置かない)
- ・鍵は所定の場所に置き、顧問の許可を受けて使用。部が活動中は施錠のこと。
- ・使用許可時間は活動日の活動の前後とし、授業活動中の使用は認めない。

- ・部室内は常に清潔に保ち、整理整頓を励行する。

#### (4). スマホ・携帯電話について

- ① 学校敷地内では、電源を切って鞆の中にしまっておく。
- ② 緊急時の使用については、教員の許可を得る。
- ③ 違反生徒については、段階的な指導を行う。
- ④ 考査(課題考査含む)中、所持している場合は、不正行為と見なされる。

#### スマホ 7 か条(兵庫県立三田祥雲館高等学校生徒会)

##### 1 自分なりのルールを作ろう

- ・使用時間が長くなりすぎないように考えよう
- ・課金をするときは保護者と相談し、限度額を決めよう

##### 2 TPO をわきまえよう

- ・歩きながら、自転車に乗りながら等の「ながらスマホ」はしないようにしよう
- ・交通機関や公共施設を利用する場合は周りの人のことを考えて使おう

##### 3 個人情報の管理をしっかりとしよう

- ・他人や自分の個人情報をネット上に載せないようにしよう
- ・写真等個人や位置情報を特定される情報を公開しないようにしよう

##### 4 ネット上で知り合った人とは会わないようにしよう

##### 5 悪質サイトや迷惑メールに気を付けよう

- ・フィルター設定を徹底しよう
- ・知らないメールアドレスからのメールは開かないようにしよう

##### 6 現実でのコミュニケーションを大切にしよう

- ・会話は画面上ではなく面と向かって行おう
- ・画面上のやりとりは必要最低限にしよう

##### 7 SNS 等での発信に責任を持とう

- ・加害者や被害者にならないように気を付けよう
- ・安易な拡散は絶対にしないようにしよう
- ・読んだ人にとってはあなたの言葉が凶器になることがあるので送る前に一度確認しよう

(令和2年度作成)

#### (5). アルバイトについて

- ・家庭の事情等でアルバイトを希望する場合は必ず申し出て相談する。
- ・下記の項目については禁止する。

- ① 次のような労働内容・時間である就業内容は厳禁する。

(ア) 危険を伴う内容

(イ) 風俗営業に関わる内容

(ウ)飲酒に関わる内容

(エ)20時以降の労働

(オ)その他、高校生としてふさわしくない内容

- ② 学業成績が不良である場合、アルバイトは原則として禁止する。
- ③ 授業・学校行事等のある日のアルバイトは原則として禁止する。
- ④ 無断アルバイトは禁止する。
- ⑤ 3年次進路決定者のアルバイトについては、1月末の家庭学習期間に入ってから、申し出により許可する。但し、卒業追認考査の該当者は、卒業追認考査以後とする。

#### (6). 政治的活動について

政治的活動については、校内では全面禁止とする。校外では、教育活動中は禁止とする。但し、学校教育上支障がなく、校長の許可がある場合は除く。

上記以外の活動においては、その限りではないが、法を遵守すること。違反した場合は、特別指導とする。